（出資の認可の申請）

第二条　〔略〕

２・３　〔略〕

４　第一項及び第二項の規定は、指定国立大学法人が法第三十四条の五第二項（法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとするときについて準用する。

（業務上の余裕金の要件）

第九条の四　〔略〕

二・三　〔略〕

四　当該国立大学法人等の法第二十二条第一項第六号若しくは第七号、第二十九条第一項第五号若しくは第六号又は第三十四条の五第一項（法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する出資に対する配当金を原資とする部分であること。

五　〔略〕

（指定国立大学法人の指定の公表）

第九条の五　法第三十四条の四第三項（法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一～三　〔略〕

２　〔略〕

（業務方法書に記載すべき事項）

第十一条　準用通則法第二十八条第二項の文部科学省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　法第二十二条第一項第六号若しくは第七号、第二十九条第一項第五号若しくは第六号又は第三十四条の五第一項（法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する出資の方法に関する基本的事項

二～四　〔略〕

（他の省令の準用）

第二十六条　次の省令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一～五　〔略〕

六　覚醒剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）第二十三条並びに第二十六条第一項第十七号及び第十八号

七～十一　〔略〕

２　前項の規定により次の表の上欄に掲げる省令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
覚醒剤取締法施行規則第二十三条第二項	主務大臣	当該覚醒剤施用機関を開設する国立大学法人
〔略〕	〔略〕	〔略〕

（出資の認可の申請）

第二条　〔略〕

２・３　〔略〕

４　第一項及び第二項の規定は、指定国立大学法人が法第三十四条の五第二項の認可を受けようとするときについて準用する。

（業務上の余裕金の要件）

第九条の四　〔略〕

二・三　〔略〕

四　当該国立大学法人等の法第二十二条第一項第六号若しくは第七号、第二十九条第一項第五号若しくは第六号又は第三十四条の五第一項に規定する出資に対する配当金を原資とする部分であること。

五　〔略〕

（指定国立大学法人の指定の公表）

第九条の五　法第三十四条の四第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一～三　〔略〕

２　〔略〕

（業務方法書に記載すべき事項）

第十一条　準用通則法第二十八条第二項の文部科学省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　法第二十二条第一項第六号若しくは第七号、第二十九条第一項第五号若しくは第六号又は第三十四条の五第一項に規定する出資の方法に関する基本的事項

二～四　〔略〕

（他の省令の準用）

第二十六条　次の省令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一～五　〔略〕

六　覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）第十四条並びに第十七条第一項第十六号及び第十七号

七～十一　〔略〕

２　前項の規定により次の表の上欄に掲げる省令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
覚せい剤取締法施行規則第十四条第二項	主務大臣	当該覚せい剤施用機関を開設する国立大学法人
〔略〕	〔略〕	〔略〕